

大阪家裁総第392号

令和2年7月1日

山中理司様

大阪家庭裁判所長 田中俊次



司法行政文書開示通知書

3月29日付け（同月30日受付，大阪家裁総第237号）で申出のありました司法行政文書の開示（大阪家裁後見センターだより第16回）について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称  
後見センターだより第16回（片面で9枚）
- 2 開示の実施方法  
写しの送付

## 後見センターだより第16回

### 1 はじめに

平成31年1月、裁判所は、後見等<sup>1</sup>開始申立てに際して提出を求めている診断書の書式を改定するとともに、福祉関係者が本人の生活状況等に関する情報を記載し、医師にこれを伝えるためのツールとして、新たに「本人情報シート」の書式を作成し、同年4月から、新書式の診断書等による運用を開始しました<sup>2</sup>。今回は、この診断書の書式の改定等の経緯について触れた上で、診断書等<sup>3</sup>に関連する後見等開始申立ての留意点について説明します。

### 2 診断書の書式の改定等の経緯について

成年後見及び保佐開始の審判をするためには、本人の精神の状況について、原則として鑑定が必要ですが、診断書の記載等から明らかに必要がないと認められる場合には鑑定は不要とされています（家事事件手続法119条1項、133条）。補助開始及び任意後見監督人選任の審判については、鑑定は必須ではありませんが、本人の精神の状況について、診断書などにより医師その他適当な者の意見を聴かなければなりません（同法138条、219条）。そこで、後見センターでは、鑑定の可否を適切に選別するために診断書の提出を求めており、多くの事案において、鑑定をすることなく後見等開始の審判を行っています。後見制度については、利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善の必要性が指摘されており、また、今後もその開始申立ての更なる増加が見

<sup>1</sup> 成年後見、保佐、補助及び任意後見を総称して「後見等」という。

<sup>2</sup> 診断書及び本人情報シートの書式、記載例等については、後見ポータルサイト（<http://www.courts.go.jp/koukenp/>）からダウンロードすることができる。また、本人情報シートについては、本連載第13回の小窓「細かいことを言いますが・・・」においても言及している。これらも参照されたい。

<sup>3</sup> 診断書及び本人情報シートを総称して「診断書等」という。

込まれるため、円滑かつ迅速に利用することができるような体制を整える必要があるところ、上記のとおり診断書の提出を求める運用は、これに資するものであるといえます。

5 もっとも、後見等の開始は本人の行為能力を制限するなどその効果が大きいこと等にも鑑み、成年後見制度利用促進基本計画では、「後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が診断書等を作成するに当たっては、本人の身体及び精神の状態を的確に示すような本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づき適切な医学的判断が行われるようにすることが望ましい。特に、  
10 障害者については、本人の障害の特性をよりの確に踏まえた判断がなされることが望ましい。そこで、迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。」とされています。

これを踏まえ、裁判所は、成年後見制度における診断書等の在り方について検討を進め、各方面の意見を踏まえた上で、医師が医学的判断の結果をより適切に表現することができるよう、診断書の書式を改定するとともに<sup>4</sup>、福祉関係者等が本人の生活状況等に関する情報<sup>5</sup>を記載し、  
20 これを的確に医師に伝えるためのツールとなる本人情報シートの書式を

---

<sup>4</sup> 具体的には、①見当識、②他人との意思疎通、③理解力・判断力及び④記憶力の4項目についてその障害の有無と程度を具体的に記載する欄など、精神上的障害の有無と程度についての判断の根拠を具体的に記載してもらう欄を設ける等の改定をしている。

<sup>5</sup> 本人情報シートには、身体・生活機能についての支援の必要性、日常的な行為に関する意思の伝達・理解・短期的な記憶等の認知機能の程度、日常・社会生活上の障害となる精神・行動障害の有無、日常・社会生活上の課題等の情報が記載される。

新たに作成し、その内容を確定させました。後見センターにおいても、平成31年4月から、新書式の診断書及び本人情報シートの提出を求める運用を開始しています。

### 3 診断書等に関連する後見等開始申立ての留意点

#### 5 (1) 新書式の診断書の提出について

新書式の診断書は、前記2のとおり、医師が医学的判断の結果をより適切に表現することができるよう作成されたものであり、裁判所が鑑定の可否を迅速かつ適切に選別することに資するものであると考えられるので、後見等開始の申立てに際しては、新書式の診断書を提出していただきたいと思えます。平成31年4月の運用開始後も、旧書式の診断書が提出される事案が散見されますので、ご注意下さい。

#### (2) 本人情報シートの提出について

本人情報シートは、前記2のとおり、本人の生活状況等に関する情報を福祉関係者等から医師に伝えるためのツールですが、その記載内容は、本人の判断能力の程度や身上監護上の課題といった、裁判所が後見等開始申立事件の審理を進めるに当たっても有益な情報（後見人等<sup>6</sup>の職種等の適切な選別に役立つと期待されます。）を含んでいます。そのため、本人情報シートは、後見等開始審判の資料として活用されることも想定されており<sup>7</sup>、後見センターでは、その原本を医師に提供し、その写しを後見等開始申立てに際して提出していただくこ

<sup>6</sup> 成年後見人、保佐人及び補助人を総称して「後見人等」という。

<sup>7</sup> さらに、本人情報シートは、中核機関や後見人等を含む地域連携ネットワークにおいて活用することも考えられる。具体的には、後見等の手続の開始前には、中核機関が、その提供を受けることにより、後見等の利用を含む本人に対する支援の内容等を検討する資料として活用することが考えられるし、手続の開始後には、それを活用して、本人の心身や生活の状況、本人が抱える課題の内容の変化等に応じ、本人に対する支援方針を再検討することが考えられる（より具体的な活用方法については、太田章子「成年後見制度における診断書の書式改定と本人情報シート導入の意義」・実践成年後見80号・42頁以下を参照されたい。）。

ととしています。平成31年4月の運用開始後、多くの事案において医師への提供及び裁判所への提出がされていますが、裁判所に写しが提出されていない事案も散見されますので、本人情報シートの写しの提出にご協力下さい。

- 5           なお、本人情報シートは、前記2の導入趣旨からすると、本人の身近なところで、職務上の立場から支援されている方<sup>8</sup>によって作成されることが望ましいと考えています。本人自身やその親族が本人情報シートを作成することは想定されていないので<sup>9</sup>、ご注意下さい。

(3) 診断書に見受けられる疑問点について

- 10           当然のことですが、裁判所は、後見等開始審判に際し、本人の判断能力の程度について、診断書上の意見を大いに参考にはするものの、その意見に拘束されるものではありません。診断書に記載されたその他の情報（診断名、所見、各種検査の結果、見当識・意思疎通・理解力・判断力・記憶力の障害の有無等）はもちろんのこと、本人情報シート等の診断書以外の資料に顕れた事情も考慮して、本人の判断能力を判断しています。そのため、以下のような疑問点のある診断書が提出された場合には、診断書の追完を求め、必要に応じて鑑定を行うなど慎重な審理を行うこととなり、後見等開始審判に時間を要する可能性があります（なお、以下の記載は、主として認知症を想定しています。）。
- 15
- 20

ア 神経心理学的検査に関する記載がない

認知症り患の有無及びその程度の判断に際しては、長谷川式認知

---

<sup>8</sup> 具体的には、ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや、社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）である。

<sup>9</sup> 本人やその親族は、申立書に本人の生活状況等を記載することになる。

症スケール（HDS-R）やミニメンタルステート検査（MMSE）といった神経心理学的検査が用いられることが多く、それらの検査結果は、本人の判断能力の程度についての重要な判断材料の一つであるといえます。そのため、診断書にこれらの検査結果が記載

5 されていないと、当該診断書をもって本人の判断能力の程度を判断することが困難になることが多いので、診断書の作成を医師に依頼する際には、これらの検査を実施し、その結果（本人の状況等から検査を実施できない場合には、その旨）を記載するよう依頼していただくようお願いします。

10 イ 神経心理学的検査の結果や判定の根拠と判断能力についての意見に隔たりがある

HDS-Rでは30点満点中20点以下で認知症の可能性が高まるとされているところ、例えば、その点数が20点を超えるにもかかわらず、特段の理由の記載なく、判断能力についての意見が「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが

15 できない。」（すなわち、成年後見相当）とされている場合には、当該意見の妥当性に疑問が生じます。判定の根拠として、見当識・意思疎通・理解力・判断力・記憶力の障害が「なし」か「程度は軽い」などと記載されているにもかかわらず、特段の理由の記載な

20 く、判断能力についての意見が成年後見相当とされている場合も同様です。したがって、診断書の作成を医師に依頼する際には、神経心理学的検査の結果や判定の根拠と判断能力についての意見に隔たりがあれば診断書にそのような隔たりが生じた理由を記載するよう依頼していただくようお願いします。

25 ウ 診断書の記載内容と本人情報シート等の診断書以外の資料の記載内容に隔たりがある

例えば、診断書には意思疎通ができないと記載されているのに、本人情報シートには意思を他者に伝達できると記載されている場合には、医師が診断書を作成する際に十分な判断資料を得ていたのかについて疑問が生じます。このような事態を防ぐためにも、診断書の作成を医師に依頼する際には、本人情報シートの原本を提供し、その記載内容を考慮するよう伝えていただくようお願いします。

5 (4) 診断書上の意見と申し立てられた後見等の類型が異なる場合について

前記(3)のとおり、裁判所は、後見等開始審判に際し、本人の判断能力の程度について、診断書上の意見に拘束されるものではないものの、当該意見を大いに参考にします（本人情報シートを踏まえて作成された新書式の診断書については、より一層、このようにいえると思います。）。そのため、診断書上の意見が申し立てられた後見等の類型（申立類型）と異なる場合には、容易には本人の判断能力が申立類型に相当するとは認められません。ほとんどの事案において、申立類型の変更（申立ての趣旨の変更。家事事件手続法50条1項）か診断書の追完を検討していただいております。必要に応じて鑑定を行うことになり、後見等開始審判に時間を要します。申立予定の後見等の類型が診断書上の意見と異なる場合には、今一度申し立てる類型について検討していただきたいですし、それでもなお予定どおりの類型で申立てを行うのであれば、事前に診断書の再取得などを検討していただくようお願いします。

10 15 20 4 おわりに（「書面審理」のすすめ）

今回は、診断書の書式の改定等の経緯及び診断書等に関連する後見等開始申立ての留意点について説明しました。既に述べたような診断書等に関連する疑問点があることにより、後見等開始審判に時間を要するケ

ースは相当数あります。これまで説明した留意点を踏まえて申立てをしていただければ、より迅速かつ適切な判断ができるものと思いますので、円滑かつ迅速な後見制度の利用のためにも、今後の後見等開始申立てに際して参考にしていただければと思います。

- 5       ところで、後見センターでは、平成30年2月より、受理面接を省略して書面による審理で後見開始の審判を行う「書面審理」の運用を開始しております<sup>10</sup>。新書式の診断書及び本人情報シートの導入により、書面審理のさらなる充実が見込まれますので、円滑かつ迅速な後見制度の利用のためにも、引き続き書面審理の積極的な活用を検討していただければと思います。

10

---

<sup>10</sup> 書面審理の詳細については、本連載第5回を参照されたい。



第16回のテーマは、「本人死亡後の報告②+α」です。

## 1 本人死亡後の報告

大阪家裁では、平成30年8月1日より、本人死亡後相続人等への財産引継ぎまでの監督を行う運用を開始しています。提出書類には、主に  
5 ①死亡時3点セット（報告書、財産目録（基準日は本人死亡日。第11回小窓参照）及び通帳写し等の資料）、②収支報告書（資料含む。）、③引継関係書類がありますが、今回は①のうち「報告書」のお話です。

この「報告書」は、「本人死亡時までの後見等事務報告書（監督人選  
10 任事案は、監督事務報告書も必要）」を指しますが、運用開始以前に各自で使用されていた「終了報告書」の提出が時々見受けられます。この場合、多くは、本人死亡日や引継状況のみの記載となっており、裁判所が監督を行う際に必要とする、前回報告から本人死亡時までの定期収支変動・臨時収支の有無といった事項の記載がなく、「報告書」の再提出  
15 が必要となりますのでご注意ください。

## 2 補足（報告全般）

(1) 基本事件番号とは、①後見・保佐・補助においては、現在の類型にかか  
20 かる開始事件番号、②未成年後見においては、最初に選任された後見人にかか  
る選任事件番号、③任意後見においては、最初に選任された監督人にかか  
る選任事件番号を指します。例えば、後見等の開始後に立件された後見人等  
選任事件番号は、基本事件番号ではありませんので、ご注意ください。

(2) 収支予定表に計上済みの定期収支を、臨時収支として二重に計上さ  
れている報告が散見されます。

(3) 財産目録の「記帳を確認した日」欄には、実際に記帳を確認した日  
25 を記載してください（定期預金も忘れずに記帳確認してください。）。

(4) 必ず最新書式をご利用ください（大阪家裁後見サイトでダウンロード可）。